

個人情報保護に関する法律
施行条例の施行について（報告）

法改正後の個人情報保護制度

改正法の規定に基づいて実施
～全国共通のルールに統一化～

- ・ 行政機関等における個人情報の（収集、利用、提供等）取扱い
- ・ 個人情報の開示、訂正及び利用停止請求等の制度
- ・ 行政機関匿名加工情報の提供 等

※地方公共団体が独自に規定を設けることは認められない。

地方公共団体が条例で規定する事項
＜個人情報保護審議会（全体会）への諮問内容＞

＜条例規定必須事項＞

改正法の規定により条例で定める必要がある事項

- ・ 開示請求等に係る手数料
- ・ 行政機関匿名加工情報の利用に関する契約手数料

＜条例規定任意事項＞

改正法の規定により必要に応じて条例で定めることができる事項

- ・ 条例要配慮個人情報の定義
- ・ 不開示情報の範囲
- ・ 個人情報取扱事務登録簿の作成及び公表
- ・ 開示決定等の期限
- ・ 審査会への諮問（開示請求等に係る不服審査）
- ・ 審議会（個人情報の適切な取扱いを確保するための意見聴取）

個人情報の保護に関する法律施行条例の施行について（報告）

番号	項目	関連条文		審議会の結論	関連条文 新条例	摘要
		改正法	旧条例			
令和4年9月28日付け答申						
1	条例要配慮個人情報 （任意規定事項）	60条5項	3条3項	・福岡県では、「部落差別解消推進法」の制定後、他の都道府県に先駆けて「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」を施行するなど、同和問題の早期解決を県政の重要な課題と位置づけ積極的に取り組んできた経緯を有する。 ・こうした事実を鑑みれば、同和地区の所在地に関する記述が含まれる個人情報について、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして、「条例要配慮個人情報」を規定することは適切と判断する。	3条	・同和地区の所在地を含む記述等を含む個人情報を条例要配慮個人情報として規定
令和4年8月18日付け答申						
2	個人情報取扱事務 登録簿の作成 （任意規定事項）	75条5項	10条	・個人情報の適正な管理、本人の権利利益の保護の観点から、登録簿を作成・公表することが適当である。 ・登録簿の作成に当たっては、各所属の過度な負担とならないよう、個人情報ファイル簿の登録事項を踏まえつつ、可能な限り記載事項を簡略化することが適当である。	4条	・個人情報ファイルを保有する事務について登録簿を作成・公表（1067事務） ・所定の事務については、簡易の様式を使用することとし、記載事項を簡略化
3	不開示情報 （任意規定事項）	78条2項	情報公開条例 7条1項	・情報公開条例で開示することとされている情報について、法第78条第1項各号の不開示情報とされており情報公開条例との整合を確保するため不開示情報から除く旨の規定を条例において設ける必要があるものは認められず、規定の必要性は認められない。 ・情報公開条例の非開示情報との整合を確保するため、条例において不開示情報として追加する必要があるものは認められず、規定の必要性は認められない。		
4	開示決定等の期限 （任意規定事項）	83条 1項、2項	18条 19条	・開示請求等の期限は、法に定める期限を短縮し、旧条例の決定期限に合わせるものが適当である。	6条 7条	・法定の期限（30日）から旧条例と同様の期限（15日）に短縮
5	開示請求に係る手数料 （必要規定事項）	89条2項	23条	・請求者に対する負担や、実務における負担を増やさず、情報公開条例との整合性を保つという観点を踏まえ、開示請求に係る手数料は、条例において無料と規定することが適当である。 ・開示文書の写しの交付に要する費用については、現行制度における従量制の費用と同額とすることが適当である。	8条	・旧条例と同様、開示請求に係る手数料を徴収しない。 ・開示文書の写しの交付に要する費用については、旧条例と同様の従量制の費用を規定
6	行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料 （必要規定事項）	119条 3項、4項	—	・手数料については、改正法において、「実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料」とされており、本県において特に考慮すべき事情はないことや現在、同様の制度を運用している他県においても政令で定める額と大きな乖離はないことを踏まえ、政令で定める額と同様の額とすることが適当である。	9条	・政令で定める額と同様の額を規定 基本事務手数料：21,000円 作成料（委託しない場合）：3,950円/1時間 作成料（委託する場合）：実費
7	審査会への諮問 （必要規定事項）	105条 3項	41条 51条 56条1項	・これまでの審議会における知見の積み重ねやインカメラ方式の審議の特殊性を踏まえ、現行の個人情報保護審議会を行政不服審査会として位置付けることが適当である。	10条	・審議会を行政不服審査法第81条第1項の機関（行政不服審査会）と位置づけて、これまでどおり開示決定等に係る審査請求について調査審議することとした。
8	審議会への諮問 （任意規定事項）	129条	51条2項	・旧条例第51条第2項第3号及び第4号に定めた審議会機能を残すことが適当である。	11条	・個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要な場合に審議会に諮問できることとした。

福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

1 改正の理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正により、個人情報の取扱いに係る同法の規定が地方公共団体に適用されることに伴い、必要な事項を定めるもの。

2 法施行条例の主な概要

(1) 実施機関の範囲（第2条関係）

- ・ 条例における実施機関の定義を県の機関及び県が設立した地方独立行政法人とするもの。

県の機関 ※議会を除く	知事部局、公営企業、教育委員会、選挙管理委員会、 人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部、労働委員会、 収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会
地方独立行政法人	九州歯科大学、福岡女子大学、福岡県立大学

(2) 個人情報の保護及び開示の手続（第3条から第9条関係）

- ・ 開示請求に係る手数料（無料）及び写しの交付に要する費用の負担（旧条例と同様）について定めるもの。
- ・ 開示請求に係る開示決定等の期限（旧条例と同様）について定めるもの。

主な項目	改正法	旧条例	施行条例
開示請求手数料	300円	徴収せず	徴収せず
開示決定期限	30日以内	15日以内	15日以内
開示延長決定期限	30日以内	15日以内	15日以内

※ 写しの交付に係る費用（実費）を徴収（旧条例と同額）

- ・ 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の額を定めるもの。

基本事務手数料	21,000円
作成料（委託しない場合）	3,950円/1時間
作成料（委託する場合）	実費

(3) その他（第10条から第25条関係）

- ・ 福岡県個人情報保護審議会の所掌事務、組織及び運営に関する事項について定めるもの。
- ・ 福岡県個人情報保護審議会委員が守秘義務に関する規定に違反した場合の罰則について定めるもの。

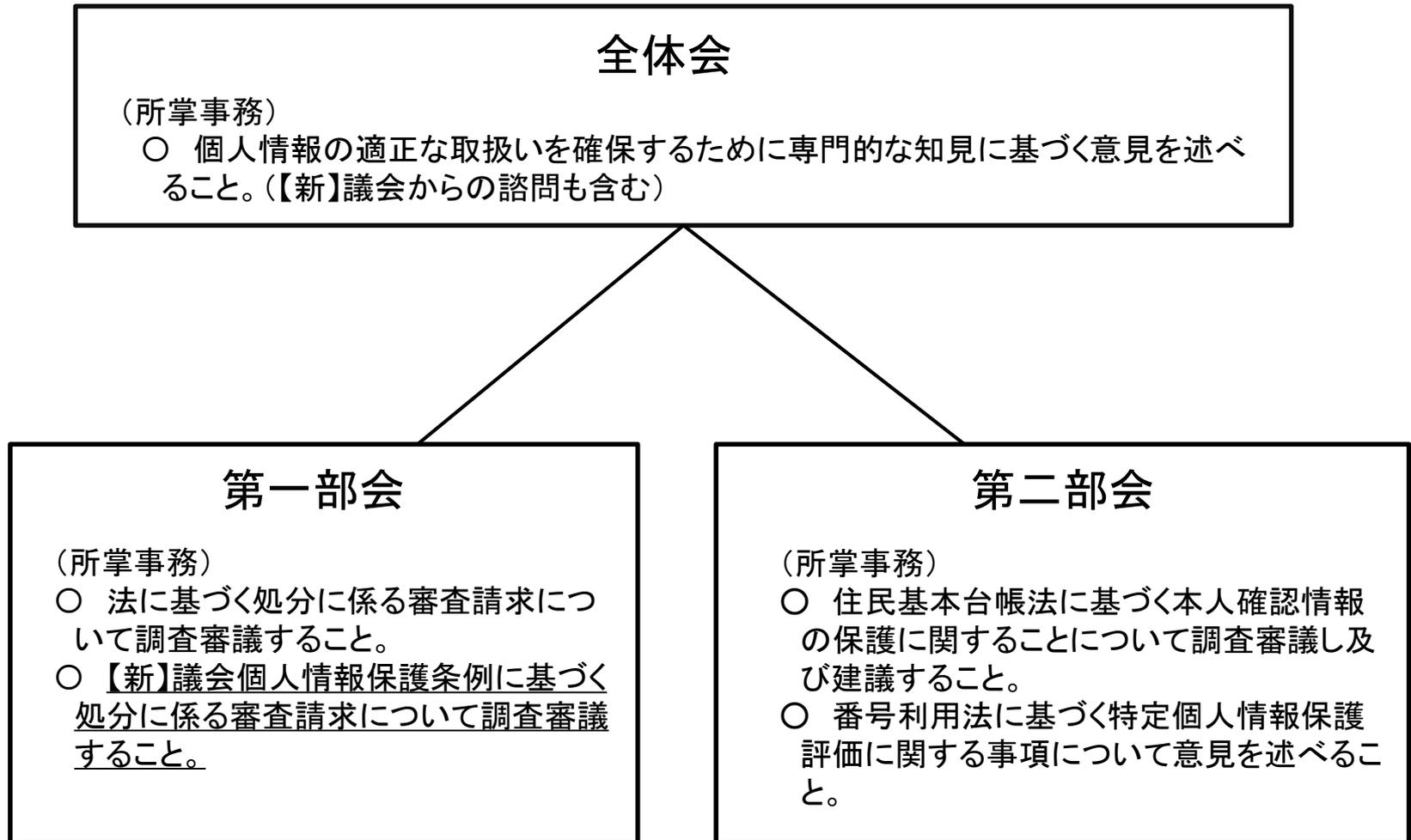
3 議会の取扱いについて

変更点	旧条例	施行条例
条例の適用	○	×(※1)
審議会への諮問	×(※2)	○

※1 議会個人情報保護条例を制定

※2 これまでは議会運営委員会に諮問

福岡県個人情報保護審議会の組織図



※ これまで議会は、議会運営委員会への諮問を行っていた。

不開示情報の相違点

号	法第78条第1項	号	議会条例第20条
1	本人の生命等を害するおそれがある情報	1	同左
2	開示請求者以外の個人情報	2	同左
例外	イ 慣行として公にされている情報	例外	イ 同左
	ロ 人の生命等を保護するため、開示が必要な情報		ロ 同左
	ハ 公務員等の職務遂行情報		ハ 同左
3	事業情報	3	同左
4	国の安全が害されるおそれ等がある情報		6号(事務事業情報)イとして規定
5	捜査等情報	4	同左
6	審議・検討等情報	5	同左
7	事務事業情報	6	同左
本文			情報公開条例第7条に規定する情報